


【事業者向け】 令和8年度 加古川市脱炭素に資する補助事業

加古川市は、事業所等の脱炭素化を推進するため、太陽光発電設備の導入及び高効率空調設備への更新支援を行います。

申請方法

申請書類等を取得し、必要事項を記入の上、環境政策課までご提出ください。申請書類や各補助事業の詳細については、市ホームページで公表しておりますので、申請の前には、必ずホームページをご覧ください。

	太陽光発電設備	高効率空調設備
対象者	＜共通＞ 市税を滞納していない事業者	
	市内の敷地への太陽光発電設備導入を行う市内事業者	<ul style="list-style-type: none">・加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において協定を締結している事業者・省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)を受診した事業者・市内の事業所に高効率空調設備を導入する事業者
補助額	補助額：1kW当たり6万円 上限額：600万円(100kW分)	補助率：更新経費の1/2 上限額：150万円
申請期間	令和8年4月20日(月)から令和8年12月28日(月)	
主な補助要件	＜共通＞ 当該設備に対する他の補助金との併用は不可	
	<ul style="list-style-type: none">・補助金の交付は、1敷地当たり1回限りとする(令和6・7年度に交付を受けた当該事業も含む)。・FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。・発電した電力を50%以上自家消費すること。・敷地外で発電した電力を利用する場合は、自営線を用いること。・発電量を計測及び記録する機器を設置すること。	<ul style="list-style-type: none">・補助金の交付は、1事業者当たり1回限りとする(令和6・7年度に交付を受けた当該事業も含む)。・新設ではなく、既設設備の更新であること。・既設の空調設備に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの ※省エネ診断により、要件を満たしていることを証明する必要があります。
ホームページ		

【注意】各補助事業共に事前申請制であり、既に対象設備の導入に係る契約を締結し、設備の導入を進めている場合は、補助金の対象外となります。